

令和3年度版

練馬区産業資金 融資あっせん申込書 (様式1)

練馬区長 殿

私(私の代表する法人または団体)は練馬区産業融資資金あっせん制度について、同意事項に同意のうえ必要書類を添えて以下のとおり申し込みます。

申込日	令和 年 月 日		貸付種類 (・商工会名)		
フリガナ			<input type="checkbox"/> 普通貸付 <input checked="" type="radio"/> 商工会加入者優遇 <input type="checkbox"/> 小規模企業小口貸付 <input checked="" type="radio"/> 商工会加入者優遇 <input type="checkbox"/> 新旧債務一本化貸付 <input type="checkbox"/> 災害貸付 <input type="checkbox"/> 年末短期貸付 <input type="checkbox"/> 景気対策特別貸付 <input type="checkbox"/> 地球温暖化等環境対策特別貸付 <input type="checkbox"/> アニメ産業特別貸付		
事業者名称 ・法人名称 ・個人事業者の主たる事業所商号屋号					
事業所所在地 ・法人本店所在地 ・個人事業主の主たる事業所所在地	〒				
電話番号					
フリガナ					
代表者氏名 ・個人事業主の氏名	法人は実印 印 個人は認印可				
代表者住所 ・個人事業主の住所	〒				
電話番号			[商工会]		
区内営業開始月	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月				
事業内容 ※複数記入可	<input type="checkbox"/> 製造業(1000) <input type="checkbox"/> 卸売業(2000) <input type="checkbox"/> 小売業(2100) <input type="checkbox"/> 飲食業(2200) <input type="checkbox"/> サービス業(2300) <input type="checkbox"/> 運輸通信業(2400) <input type="checkbox"/> 建設業(2500) <input type="checkbox"/> 不動産業(9000) <input type="checkbox"/> その他				
事業形態	<input type="checkbox"/> 個人事業 <input type="checkbox"/> 株式会社 資本金[万円] 役員[人] 従業員[人] <input type="checkbox"/> 有限会社 <input type="checkbox"/> その他 ※従業員は家族・役員を含まない。パート等でも経営上不可欠な人員を含む。				
紹介金融機関支店名	銀行 信用金庫 信用組合 農協 支店 届出者[] 電話番号[]				
申込金額 [内訳] [資金使途] [旧債務] 貸付期間	(1万円未満切捨)	[内訳] 設備 _____ 万円 ※要見積書(1万円未満切捨)	運転 _____ 万円 ※該当する使途に○を付けてください	[主な資金使途] 仕入資金・外注費・人件費 買掛金・他()	
	万円	[新旧一本化貸付旧債務] (旧債務の内訳)	当初貸付年月日	当初貸付額	現貸付残高
	(据置期間含む)		年 月 日	万円	. 万円
			年 月 日	万円	. 万円
	か月	残高計 _____ 万円 ※千円単位まで小数点に記入	年 月 日	万円	. 万円
同意事項	・私の住民記録情報および区税の納付状況を区が確認すること。 ・企業診断および期中支援において、練馬ビジネスサポートセンターに対し、私の個人または法人情報および事業計画等を提供または提供を受けること。 ・東京信用保証協会および取扱金融機関等に対し、信用保証に関する私の個人または法人情報を提供または提供を受けること。また、信用保証料の補助について、繰上げ償還等により保証協会等から返戻があった場合には、区の補助した割合に応じて信用保証料を区に返金すること。 ・申込み時に提出した書類を返却しないこと。				
その他	貸付期間の上限は、貸付金額が1千万円以下では84か月(7年)、1千万円超では120か月(10年)です。普通乗用車等の車両購入費には上限等があります(個人タクシー用車両は400万円(48か月以内)です)。				

※自署により作成し、訂正の際は訂正印を押してください。フリクションペン使用不可。

< 区記入欄 > №. ()

決算期	令和 年 月 ~ 年 月	売上高(収入額)	円
所得額・住民税	<input type="checkbox"/> 法人住民税 中間/確定 年度 普/特 期迄	<input type="checkbox"/> 法人当期利益	円
	<input type="checkbox"/> 個人住民税 (円)	<input type="checkbox"/> 個人年間所得	円
保証料返還	請求無・済・未払・一本化時案内[]	種類別貸付残高	万円
旧債務	管理残高合計 . 万円・430以降の補助済特別貸付[]件・支店確認[]	不動産物件	{事業用 %・持分 %}
売上・利益率減少確認	売上高	売上高減少額	利益率 利益率減少幅
今期:令和 年 月 ~ 年 月	千円	<input type="checkbox"/> 売上	%
前期:令和 年 月 ~ 年 月	千円	<input type="checkbox"/> 営業	%

■ 融資実行までの流れ

※金融機関の審査により、融資の可否・金額が決定されます。

金融機関への事前の相談をおすすめします。

①融資係宛に申込書、必要書類を郵送する。

※いただいた書類は返却しません。レターパックライトとチェックリストの同封をお願いします。

※不明点等ありましたら、事前に電話(03-5984-2673)でご確認ください。

②要件等の確認後、紹介票を発行し、順次郵送します。

③紹介票と必要書類をもって金融機関へ融資を申し込んでください。

■ 主な必要書類等

※書類は返却しませんので、押印のある書類以外は全てコピーをお送りください。

事業の様態や組織形態等により、その他の書類が必要となる場合があります。

	個人事業主	法人
1	直近の確定申告書(税務署または青色申告会の受付印のあるもの、電子申告の場合はメール詳細の添付のあるもの。税務署の受付が確認できない場合は、所得税(個人)・法人税の納税証明書(その2)が必要です。)と決算書類一式 練馬東税務署 03-6371-2332 練馬西税務署 03-3867-9711	※ 特定非営利活動法人では、事業報告書(計算書類・財産目録・年間役員名簿・社員のうち10人以上の者の名簿)、確定申告書(収益事業の場合)が必要です。
2	住民税・軽自動車税の領収書等 ・ 1月1日(1～6月中は前年1月1日)以前から練馬区に住民登録のある方は、証明書類は不要です。ただし、納付または口座引落されてから2週間以内の方は、当該領収書や記帳済みの通帳が必要です。 ・ 前項に該当しない方で、住民税非課税の場合は非課税証明書が必要です。住民税課税の場合は、納期が到来した当年度(4～6月中は前年度)分の住民税領収書(口座引落の場合は記帳済みの通帳)および納税通知書、または納税証明書が必要です。	法人住民税の納税証明書 ・ 都税事務所等で発行した、直近の決算にかかる法人住民税の納税証明書が必要です。(領収書、納付確認書等では受付できません。) ※ 収益事業を行っていない NPO 法人等は、免除を受けている証明書が必要です。 ●練馬都税事務所:03-3993-2261
3	印鑑(実印または認印・スタンプ印は不可)	法人の代表印(実印)
4	住民票(発行から3か月以内のもの)	履歴事項全部証明書(発行から3か月以内のもの)
5	有効な許認可証・開設届等(飲食業や理・美容業など許認可や届出が必要な業種のみ)	
6	設備資金に関する業者が発行した見積書(作成業者の社名・印、宛名、発行日・有効期間、金額内訳等のある「見積書」)	
7	返信用レターパックライト(返送先の住所をご記入ください)	

■ 貸付種類

※詳しくはホームページやパンフレットをご覧ください。電話でお問い合わせください。

※技術・事業革新等支援貸付・創業支援貸付、団体貸付・商店街整備資金貸付・街づくり事業
協調貸付は別申込書です。

貸付種類と申込資格要件	資金限度額 ^{※2} (資金用途)	据置期間 ^{※3}	金利利用者負担	区負担
普通貸付	2,500万円	6か月	0.9%	1.1%
〈商店会加入者優遇措置〉	500万円※上項限度枠内	6か月	0.4%	1.6%
小規模企業小口貸付	2,000万円	6か月	0.9%	1.1%
〈商店会加入者優遇措置〉	500万円※上項限度枠内	6か月	0.4%	1.6%
新旧債務一本化貸付	2,500万円	6か月	0.9%	1.1%
景気対策特別貸付 ^{※1}	1,500万円	12か月	0.2%	1.8%
地球温暖化等環境対策特別貸付 ^{※1}	500万円(設備資金)	6か月	0.2%	1.8%
アニメ産業特別貸付 ^{※1}	1,000万円	6か月	0.2%	1.8%
災害貸付	500万円	12か月	0.4%	1.6%
年末短期貸付 ※受付期間:10月～11月	300万円(運転資金)	1か月	0.4%	1.6%

※1 特別貸付では、貸付金額が1千万円以下では半額、1千万円超では按分した額の信用保証料を申請により補助。

※「小規模企業小口貸付」では東京都の半額補助を利用できる場合あり。

※2 同一貸付種類の返済残高を含んだ上限額。「景気対策特別貸付」は名称変更前の「不況対策特別貸付」の返済残高を含む。

※3 貸付期間(据置期間を含む)は、貸付金額1千万円以下では84か月(7年)以内、1千万円超では120か月(10年)以内。

※「年末短期貸付」では11か月以内。